



協会けんぽ

沖縄支部からのお知らせ



2023年
10月号

職場内で回覧・掲示を
お願いします

健診の受診(予約)がまだの従業員さまには お声がけをお願いします

今年度も残り半年となりましたが、従業員さまの健診の受診(予約)状況はいかがでしょうか？
毎年健診を受診することは、ご自身の健康管理の第一歩ですが、従業員さまに健診を受診させることは、事業主さまの責任でもあります。

35歳以上の被保険者(ご本人)なら、協会けんぽの「生活習慣病予防健診」がおすすめです。健診の受診(予約)がまだの従業員さまには、事業主さま、ご担当者さまからお声がけいただきますようご協力をお願いします。

生活習慣病予防健診とは？

- 対象者: 35歳～74歳の被保険者(ご本人)
- 定期健康診断(事業者健診)の検査項目を満たしているため、定期健康診断に置き換えることができます。
- 健診実施機関は沖縄県内に33機関あります。



	検査内容	自己負担額
一般健診	問診、診察等、身体計測、血圧測定、尿検査、便潜血反応検査、血液検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査、眼底検査(医師が必要と認めた場合)	最高 5,282円
一般健診に追加できる健診	付加健診 対象: 40歳と50歳	最高 2,689円
	乳がん検診 対象: 40歳～74歳(偶数年齢)	50歳～74歳 最高1,013円 40歳～48歳 最高1,574円
	子宮頸がん検診 対象: 36歳～74歳(偶数年齢)	最高 970円
	肝炎ウイルス検査 対象: 35歳～74歳(過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方)	最高 582円

※20～38歳の偶数年齢の女性については、子宮頸がん検診を単独で受診することができます。

受診するには？

生活習慣病予防健診の実施機関に直接予約をします。予約の際には保険証をご準備ください。

健診に関するお問い合わせ先 保健グループ(☎ガイダンス3番)

退職等で不要になった保険証は必ずご返却ください

保険証を誤って使用しているケースが後を絶ちません。従業員さまが退職するときや勤務時間、日数が減少したことにより被保険者の資格を喪失する場合や、従業員さまの家族が扶養から外れる場合等には、保険証を回収のうえ、日本年金機構へ届出書類と併せてご返却いただきますようご協力をお願いします。

よくある間違い

退職後、新しい保険証ができるまでは在職時の保険証が使える。

保険証が使えるのは退職日までです。

新しい保険証ができる前に医療機関を受診する場合は、いったん全額自己負担後、新しい保険者に療養費をご請求ください。



保険証の返却に関するお問い合わせ先 レセプトグループ(☎ガイダンス2番)

健康長寿の復活を目指して 5者で沖縄県の健康課題に取り組んでいます

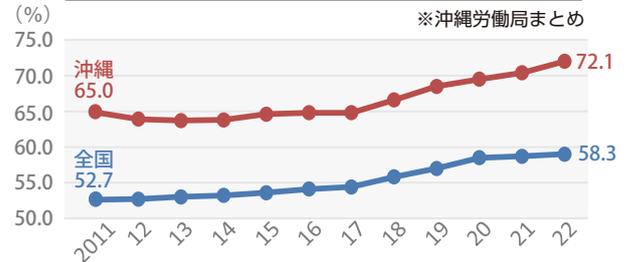
沖縄県 沖縄労働局 沖縄県医師会 協会けんぽ沖縄支部 沖縄産業保健総合支援センター

沖縄が抱える健康課題

かつては平均寿命全国1位の長寿県だった沖縄が、近年では働き盛り世代(20~64歳)の健康に課題を抱えていることをご存じですか？

沖縄労働局の発表によると、事業所から提出された定期健康診断結果で、検査項目に何らかの異常が見られた労働者の割合を示す「有所見率」が沖縄は12年連続で全国最下位となりました。(右グラフ参照)

職場における定期健康診断有所見率の推移



働き盛り世代の健康課題に取り組む

沖縄県全体の健康課題である「働き盛り世代の健康づくり」に取り組むため、2021年3月、沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、協会けんぽ沖縄支部、沖縄産業保健総合支援センターの5者は包括的連携協定を結びました。

5者協定の主要事業として、事業所の健康経営[®]([※])の取組を支援する「**うちなー健康経営宣言**」事業を進めています。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標



今年8月25日、5者の代表者が集まる本会議を県庁で開催しました。

「うちなー健康経営宣言」に関するお問い合わせ先 企画総務グループ(☎ガイダンス4番)

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術を受ける場合、健康保険の対象となる範囲が決められています。健康保険が使える場合を正しく理解したうえで適切な受診をお願いします。

健康保険の対象となる場合

▶ はり・きゅう

①対象となる傷病

神経痛

リウマチ

五十肩

頸腕症候群

腰痛症

頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

②医師が施術に同意していること

医師による適当な治療手段がなく(医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等)、はり・きゅうの施術を受けることに医師が同意していること。

※はり・きゅうの施術を受けながら、並行して医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合、はり・きゅうの施術は健康保険扱いとはなりません。

▶ あん摩・マッサージ

①対象となる施術

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とした施術。

※疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の対象となりません。

②医師が施術に同意していること

あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意していること。

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方に関するお問い合わせ先 業務グループ(☎ガイダンス1番)



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>

〒900-8512

※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

☎098-951-2211(代表) 受付時間/8:30~17:15(土日祝日・年末年始を除く)



※各種申請はすべて郵送でお手続きができます。

※申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。